

# 2019年度 国際社会文化研究所 指定研究・共同研究・個人研究 募集要項

2018（平成30）年7月25日  
国際社会文化研究所

2019年度国際社会文化研究所「指定・共同・個人研究」を下記のとおり募集いたします。

## 1. 募集対象

地域、社会、福祉、国際文化、国際共生及びその他の人文社会系に関する総合的学術研究並びに国際的研究交流を推進し、これらの分野における学術研究の向上に寄与するとともに研究成果の社会還元をはかることを目的とする研究を募集対象とします。教材作成を目的とするものは、対象外とします。

## 2. 申請資格

指定研究 共同研究	研究員2名以上で組織すること。 研究員が2名の場合は龍谷大学専任教員1名以上を含むこと。 研究員が3名以上の場合は龍谷大学専任教員2名以上を含むこと。
個人研究	龍谷大学専任教員

<注意事項>

- (1) 研究代表者（個人研究を含む）として申請できるのは、学内研究所の研究プロジェクトとして1件のみです。（複数申請不可）
- (2) 研究代表者（個人研究を含む）は国際社会文化研究所の他の研究プロジェクトの共同研究者になることはできません。また、複数の国際社会文化研究所の共同研究者にもなることもできません。
- (3) 採択後に申請資格を満たさなくなった場合、国際社会文化研究所運営会議で審議します。
- (4) 本募集要項でいう龍谷大学専任教員とは、教授、准教授、講師、助教、助手、実験講師、実習講師、実験助手、実習助手を示します（特任及び任期付を含む）。
- (5) 以前に国際社会文化研究所の研究プロジェクトに従事していた者が申請する場合は、以下の「3. 募集内容」に定める応募条件の義務を果たしている必要があります。申請書提出後に条件を満たしていないことが判明した場合は、申請を無効とします。
- (6) 研究員規程に定める研究員の申請について  
○：申請可 ×：申請不可 △：申請可、但し国際社会文化研究所研究費と他の研究費との重複受給は不可

	国外研究員	国内研究員	短期 国外研究員	短期 国内研究員	特別研究員
研究代表者	×	×	△	△	○
共同研究者	△	△	△	△	○

## 3. 募集内容

### ■ 指定研究

- 研究期間 3年間（2019年度～2021年度）  
 研究課題 ①「異文化理解と多文化共生」または②「変動する国際社会と文化」をテーマとした研究  
 ※①、②ともサブテーマは自由。  
 研究費 150万円以内（単年度）  
 採用件数 2件程度  
 応募条件 研究代表者・共同研究者全員は以下に定められた義務を果たすこと。

研究代表者	「『国際社会文化研究所紀要』執筆要領」に定める「研究経過報告書」「研究成果報告書」「論文資料等」を所定の期日までに提出しなければならない。研究プロジェクトの研究代表者および共同研究者のうち1名以上が所定の期日までに提出しない場合は、当該年度中の国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。年度を越えても提出しない場合は、その義務が果たされるまで国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。
共同研究者	「『国際社会文化研究所紀要』執筆要領」に定める「論文資料等」を所定の期日までに提出しなければならない。期日までに提出しない場合は、当該年度中の国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。年度を越えても提出しない場合は、その義務が果たされるまで国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。

### ■ 共同研究

- 研究期間 1年間（2019年度）又は2年間（2019年度～2020年度）  
 研究費 100万円以内（単年度）  
 採用件数 6件程度  
 応募条件 研究代表者・共同研究者全員は以下に定められた義務を果たすこと。

研究代表者	「『国際社会文化研究所紀要』執筆要領」に定める「研究経過報告書」「研究成果報告書」「論文資料等」を所定の期日までに提出しなければならない。研究プロジェクトの研究代表者および共同研究者のうち1名以上が所定の期日までに提出しない場合は、当該年度中の国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。年度を越えても提出しない場合は、その義務が果たされるまで国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。
共同研究者	「『国際社会文化研究所紀要』執筆要領」に定める「論文資料等」を所定の期日までに提出しなければならない。期日までに提出しない場合は、当該年度中の国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。年度を越えても提出しない場合は、その義務が果たされるまで国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。

#### ■個人研究

研究期間 1年間（2019年度）

研究費 50万円以内

採用件数 6件程度

応募条件 研究代表者は以下に定められた義務を果たすこと。

研究代表者	「『国際社会文化研究所紀要』執筆要領」に定める「研究経過報告書」「研究成果報告書」「論文資料等」を所定の期日までに提出しなければならない。所定の期日までに提出しない場合は、当該年度中の国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。年度を越えても提出しない場合は、その義務が果たされるまで国際社会文化研究所プロジェクトへの応募資格を失う。
-------	--

#### 4. 申請書類

「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」（様式1）

- ※1 「国際社会文化研究所研究プロジェクトの研究成果に係る評価要項」に基づく評価により得られた評点を、審査時に加点することを希望する場合は、「国際社会文化研究所 研究成果に係る評価結果利用申請書」（様式6）もご提出ください。
- ※2 外国人の共同研究者（客員研究員）が1か月以上龍谷大学での滞在を希望する場合は、別途「外国人客員研究員申請書」をご提出ください。
- ※3 日本語の申請のみ可としますが、英語資料を補助資料として提出することは構いません。
- ※4 申請書の書式変更は不可です。変更した場合、減点対象となります。
- ※5 手書きでの提出は不可とします。

<様式は国際社会文化研究所HPからダウンロード可能>

URL : <http://scri.rec.ryukoku.ac.jp/application/index.htm>

#### 5. 提出期限

2018年9月28日（金）17：00まで【厳守】

※原則、以下6の提出先に直接持参することとし、E-mailや郵送による提出は受け付けません。ただし、学内便については、提出期限までに届いた場合のみ受け付けます。

#### 6. 提出先

国際社会文化研究所事務室（瀬田学舎1号館1階 研究部（瀬田）内）

#### 7. 採否決定

国際社会文化研究所運営会議にて審議し、審査結果は10月31日（水）付で研究代表者へ通知します。なお、この審査結果はあくまで内定で、2019年度予算の編成状況により変更される場合がありますので、予めご了承ください。

#### 8. 研究費

研究費は、提出していただいた申請書に基づき、当該研究に直接関係のある事項について支出できます。年度を跨いだ研究費の使用はできませんので、研究計画を十分ご検討ください。

支出できる予算費目は、以下のとおりです。詳細は、HP掲載の国際社会文化研究所研究費執行要領をご確認ください。

<予算費目>

用品費、消耗品費、資料図書費、印刷製本費、郵便費、出張旅費、交通費、業務委託費、支払手数料・報酬、謝金、兼務職員費、賃借料、会合費、交際費、諸会費、備品費

#### 9. 研究費の予算修正について

研究費の予算修正は、毎年度研究活動開始時の各費目に対して、50%の範囲内に留めて下さい。50%を超える場合は、研究代表者から提出された理由書（様式任意）に基づき、国際社会文化研究所運営会議において、修正の妥当性について審議します。審議結果は、代表者へ通知します。

## 10. 研究公開

### (1) 共同研究報告会

共同研究報告会を開催することがあります。その際には、各研究グループから報告をしていただきます。

### (2) 出版物

①『国際社会文化研究所紀要』（『国際社会文化研究所紀要』執筆要領による）

※掲載論文資料等は、電子化により公開します。

②『国際社会文化研究所叢書』（『国際社会文化研究所叢書』出版要領による）

## 11. 「研究経過報告書」の提出と審査

研究プロジェクト代表者には、研究期間中、毎年度3月末までに「研究経過報告書」（様式2）をご提出いただきます。国際社会文化研究所運営会議において、申請時に提出された「研究プロジェクト申請書」と、毎年度の研究終了時点での「研究経過報告書」を比較し、次の項目について、審査します。

<審査項目>

①研究成果について

研究期間中に得られた研究成果は、申請時の研究目的・研究実施計画に比べ、どの程度達成されているか。

②収支決算について

当初予算から大幅な変更が生じている場合は、その経緯の説明が妥当かどうかを審査する。

③研究発表について

発表の内容、件数等について審査する。

④総合所見

<スケジュール>

3月末まで 研究プロジェクト代表者から「研究経過報告書」の提出

4月～6月 国際社会文化研究所運営会議による点検・審査

7月頃 研究プロジェクト代表者へ審査結果を通知

## 12. 「研究成果報告書」の提出と審査

国際社会文化研究所では、国際社会文化研究所研究プロジェクトの研究活動成果を積極的に学内外へ発信し、研究活動の活性化を図ることを目的として、研究期間終了後に研究成果に関する評価をおこないます。

研究プロジェクト代表者には、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」（様式5）をご提出いただきます。提出された「研究成果報告書」に基づき、国際社会文化研究所運営会議において、次の項目について、評価します。また、報告書の提出と併せて、当該研究成果発表にかかる証明書類（学会発表採択審査や論文の査読有無等を証明する書類を含む）についてもご提出いただきますので、保管・準備をお願いします。

※評価結果（点数）は、以降に応募する国際社会文化研究所研究プロジェクトの審査評点（平均）に加点することができます。詳細については、別紙「国際社会文化研究所研究プロジェクトの研究成果に係る評価要項」をご確認ください。

<評価項目>

①学術会議（学会・シンポジウム等）の研究発表

②雑誌等の掲載論文

③図書

④学外資金獲得状況

<スケジュール>

翌年度4月末まで 研究プロジェクト代表者から「研究成果報告書」の提出

翌年度5月～6月 国際社会文化研究所運営会議による評価

翌年度7月下旬頃 研究プロジェクト代表者へ評価結果を通知

## 13. その他

<参考>過年度の申請・採択状況

年度	2018年度		2017年度		2016年度		2015年度	
	共同	個人	共同	個人	共同	個人	共同	個人
申請件数	9	5	8	4	10	4	10	4
採択件数	5	3	5	4	6	2	10	3

※指定研究は共同研究に含む。

【参考】『国際社会文化研究所紀要』執筆要領<抜粋>

(指定研究)

6. 指定研究プロジェクトは、

- ①代表者は、研究期間中、毎年3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。
- ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」(様式5)を提出すること。ただし、2017年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014年度又は2015年度に終了した研究プロジェクト及び2016年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
- ③代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
  - ア.研究期間3年目の「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
  - イ.研究期間3年目の9月末までに「叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。
- ④代表者・共同研究者は、研究期間2年目・3年目に、論文資料等を提出することができる。提出期限は毎年9月末までとする。

(共同研究)

7. 共同研究プロジェクトは、

- ①代表者は、研究期間中、毎年3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。
- ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」(様式5)を提出すること。ただし、2017年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014年度又は2015年度に終了した研究プロジェクト及び2016年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
- ③代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
  - ア.研究期間最終年の「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。「提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
  - イ.研究期間最終年の9月末までに「叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。
- ④研究期間2年の研究プロジェクトの代表者・共同研究者は、研究期間2年目に、論文資料等を提出することができる。提出期限は9月末までとする。

(個人研究)

8. 個人研究プロジェクトは、

- ①代表者は、研究期間中、3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。
- ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」(様式5)を提出すること。ただし、2017年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014年度又は2015年度に終了した研究プロジェクト及び2016年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
- ③代表者は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
  - ア.「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
  - イ.研究期間の9月末までに「国際社会文化研究所叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。